

地域住民の皆様へ ～防犯のお願い～

絶対に 振り込まないで

それは詐欺！！

【津幡署特殊詐欺撲滅スローガン】

～ 特殊詐欺の被害に遭わないために ～

・「還付金」など、お金の話がでたら詐欺！

・「今日の〇時までにATMへ」は詐欺！

・だましのプロとは話さない！

特殊詐欺 だまされないよう 気をつけて！！



不審な架空請求「封書」に注意してください！

総合消費料金未納分訴訟最終通告書

訴訟番号 (イ) ×××××××-××

この度御通知いたしましたのは、着方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされましたことを御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立ち会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて承っておりますので職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ずご本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 ×月×日



「最終通告」、「訴状受理」などの法律用語を巧みに使うことで、不安をおおる手口です

コンビニ決済や、電子ギフトカードで支払わせる手口に注意して下さい。